

意見陳述書

—「立法行為の違法性」と法律家の職責について—

2016年11月8日

長崎地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 伊藤 真

1 最高裁昭和60年判決と平成17年判決

本件訴訟においては、原告は、国会の新安保法制法の制定行為が国家賠償法上の公権力の行使として違法であることを主張しています。この点に関し、いわゆる在宅投票制度訴訟の上告審判決（最高裁昭和60年11月21日第1小法廷判決・民集39巻7号1512頁。以下、「昭和60年判決」という。）において、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けない」とされました。

しかし、その後、最高裁は、いわゆる在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決（最高裁判所大法廷平成17年9月14日民集59巻7号2087頁。以下、「平成17年判決」という。）において、上記昭和60年判決を維持しつつも、国会議員の立法行為が国家賠償法1条1項の適用において違法となるとして、原告に対する国家賠償を認容しています。

そこでは、「立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にも例外的に、国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものとされました。

2 本件は国家賠償が認められるべき例外的な場合である

本件の新安保法制法の立法行為は、明白な違憲立法の制定行為であり、平成17年判決にいう「立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にあたると思います。

すなわち、新安保法制法の制定行為は、歴代の日本政府の見解が違憲であるとしてきた集団的自衛権の行使や非戦闘地域以外における後方支援を認めるものであり、多くの憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁長官までもが違憲と指摘する法律を採決の強行により制定してしまうことは、これまで前例がなく「極めて特殊で例外的な場合」にあたります。

以上から、本件新安保法制法の国会議員による制定行為は、国家賠償法1条1項の適用上、優に違法と評価されるべきものであります。

原告らによる意見陳述からも明らかなように、原告らは一様に、今回の新安保法制による憲法破壊、憲法9条の平和主義の毀損によって、大きな精神的苦痛を被っています。この原告らの損害の重大性、人権侵害の重大性を判断するためには、どれほど無謀な憲法破壊が行われたのか、憲法9条がどのように破壊されたのかを明らかにする必要があります。つまり、新安保法制の違憲性を判断しなければ、原告らの被害の重大性も、立法行為の違法性も判断することができないのです。

3 原告らの苦しみと法律家の職責

原告らは皆、原爆被害者あるいはその2世です。残酷で筆舌に尽くしがたい経験を経て、私などとても想像の及ばない苦難の中を生きてこられました。戦争は原爆を生み、使わせました。原告らにとって、戦争は絶対にあってはならないことなのです。核兵器は存在してはならないのです。それが新安保法制法の制定により、再び、戦争そして原爆による過酷な被害に見舞われるのではないかとおびえることになりました。

憲法の平和主義を蹂躪した日本政府は、先月27日、核兵器禁止条約制定に向けての国連決議になんと反対をしました。これは原告らにとって許しがたいことです。原告らの平和の中で生きる権利はこうして今でも日々、侵害され、原告らに耐えがたい苦痛を与えています。

原告らのこうした苦しみは決して単なる不快感、不安感として切り捨てられるものではありません。その苦しみを具体的な損害として言葉にし、形にして、裁判所に理解してもらうことが私たち弁護士の職責であることは、十分に理解しております。そのために代理人もすべての者が最大の努力をします。ですが、ぜひ、裁判所におかれましても、想像力、共感力を発揮していただいて、原告の、ときに言葉にならない強い思いをくみ取っていただくよう切望いたします。

違憲の新安保法制による既成事実が積み重ねられ、違憲の状態が司法によっても放置されてしまうようなことがあると、「憲法で政治権力を拘束する」という立憲主義など絵空事であり、憲法は為政者によって都合のいいように解釈される単なる紙切れにすぎないことになってしまいます。そうした事態はなんとしても避けなければなりません。しかし、現在の日本でこれを政治部門によって是正していくことは極めて困難と言わざるを得ません。ましてや最高裁が5回も違憲状態と判断した選挙で選ばれた国会議員によって構成される国会には民主的正統性が全くありません。

手続的にも、実体的にも違憲の法律によって国家権力が行使されるという前

代未聞の事態がこの瞬間にも起こっています。これ以上の事態の悪化を防ぎ、憲法秩序を回復するためには、なんとしても司法部門がその役割を果たさなければなりません。法律家の職責は極めて大きいと考えます。

今回の提訴にあたり、私は一部の市民から「日本の司法は政治部門の判断を追認するばかりで独自の存在意義などない、そんな司法に期待をしても無駄だ」と厳しい批判を受けました。しかし、私は、「いや、裁判官も被告側の訟務担当検事も法律家であり、憲法を学び実現するために法律家になったのだから、日本を真の立憲民主主義国家にしたいという思いにおいて違いはないはずだ。だから、仮に政治に失望しても司法には失望しないでほしい」と言い続けてきました。

また、法曹養成に 35 年以上、携わってきましたが、法曹三者は立場を越えて、憲法価値を実現する仕事であり、政治部門とは異なる独自の存在意義があるのだから極めて魅力的な、尊い仕事だと学生達にも訴え続けてきました。

今回、新安保法制違憲訴訟は、現在までに全国 10 カ所の地裁で提訴され、今後もさらに全国各地での提訴が予定されています。これは国民・市民が司法を信頼し期待を寄せていることの証です。

この裁判では、多岐にわたる論点を争うこととなりますが、憲法秩序を破壊する政治部門に対して、司法がどうあるべきか、その姿勢と司法の存在意義が問われていることは間違いありません。

この裁判を多くの国民・市民が注視している中、特にこの被爆地長崎の国民・市民の司法への期待と信頼を裏切ってはならないこと、そしてこの国の立憲主義を護り、司法の威信を示す責任が、日本の法曹全体にあることを、この裁判の冒頭に申し添えて、私の意見陳述を終えたいと思います。

以上